

株式会社 ケアワーク北多摩運営規程（居宅介護・重度訪問介護・同行援護事業）

（株）ケアワーク北多摩の身体障害者・知的障害者・障害児童居宅介護・精神障害者居宅介護業務を遂行していく上で、下記のとおり運営規程を定めて業務を円滑に推進していく。

（事業目的及び運営の方針）

- 第1条（株）ケアワーク北多摩が開設する居宅介護・重度訪問介護事業所（以下「事業所」という。）が行う居宅介護・重度訪問介護・同行援護事業（以下「居宅介護等事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者・介護福祉士又は居宅介護員研修の修了者（以下「居宅介護員等」という。）が、日常生活を営むことに支障な状態にある身体障害者等に対し、適正な居宅介護を提供し、常に利用者の立場に立ってサービスを提供することを目的とする。
- 2 事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

- 第2条 事業所の居宅介護員等は、障害者（児）等の心身の状況、その置かれている、環境等に応じて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。
- 2 事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- | | |
|------|--------------------|
| 1 名称 | 株式会社 ケアワーク北多摩 |
| 所在地 | 東京都西東京市田無町五丁目8番15号 |

（職員の職種、員数及び職務内容）

- 第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。
- | | | |
|-------|----|--------|
| 1 管理者 | 1名 | （常勤職員） |
|-------|----|--------|
- 管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも居宅介護の提供にあたるものとする。
- | | | |
|-------------|----|---------|
| 2 サービス提供責任者 | 8名 | （介護福祉士） |
|-------------|----|---------|
- サービス提供責任者は、事業所に対する居宅介護の利用の申込みに係る調整、訪問介護員に対する技術指導、身体障害者居宅介護計画の作成等を行なう。
- | | | |
|----------|------|--------|
| 3 訪問介護員等 | 常勤換算 | 2.5人以上 |
|----------|------|--------|
- 訪問介護員等は、居宅介護の提供にあたる。

- 4 事務職員 1 名（常勤職員 1 名）
事務職員は、必要な事務を行う。

（営業及び営業時間）

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から土曜日
ただし、12 月 30 日から 1 月 4 日までを除く。
- 2 営業時間 午前 9 時 00 分から午後 5 時 15 分までとする。
ただし、土曜日は、午前 9 時 00 から午後 5 時 00 分までとする。
- 3 電話等により、24 時間常時連絡が可能な体制とする。
- 4 サービス提供は、午前 8 時から午後 6 時まで対応する。他の時間帯については相談に応ずる。

（指定居宅介護の内容及び利用者から受領する費用等について）

第 6 条 提供内容は、次のとおりとする。

居宅介護

身体介護：入浴、排泄及び食事の介護

家事援助：調理、洗濯及び掃除等の家事

重度訪問介護：日常生活全般に常時支援を要する全身性障害者への身体介護、家事援助、見守り等

- 2 指定居宅介護サービスを提供した場合の利用料は、西東京市長が定める額とする。
そのうち利用者負担額を利用者又はその扶養義務者から支払いを受け、残額を区市町村から代理受領する。
- 3 次条に定める通常の実施地域を越えて行う指定居宅介護に要した交通費は、その実額を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
 - (1) 事業所から、片道おおむね 10km 未満 1,000 円
 - (2) 事業所から、片道おおむね 10km 以上 2,000 円
- 4 前項の費用及びその他、利用者等から金銭の支払いを受ける場合には、利用者等に金銭の支払いを求める理由について書面によって明らかにするとともに支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けるとする。

(事業所の主たる対象者)

第7条 事業の主たる対象とする障害の種類を次のように定める。

居宅介護：身体障害者・知的障害者・障害児・精神障害者・難病等対象者

重度訪問介護：身体障害者・知的障害者・難病等対象者

同行援護：身体障害者・障害児

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、西東京市、東久留米市、武蔵野市、

練馬区（大泉、関町、上石神井地区、立野町）の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 居宅介護員等は、居宅介護を実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(虐待の防止のための措置)

第10条 居宅介護事業所は、利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、また虐待の防止に必要な措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合はただちに防止策を講じて区市町村へ報告する。

- 2 虐待の防止に関する責任者を選定する。
- 3 成年後見人制度を周知するとともに、制度の利用に当たって必要となる支援を行う。
- 4 苦情解決体制を整備する。
- 5 従事者に対し、虐待防止のための普及・啓発の研修を定期的に（年1回以上）開催するとともに、新規採用時には必ず実施する。
- 6 虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置し、定期的に（年1回以上）開催するとともに、委員会での検討結果を従事者に周知徹底する。

(その他運営についての留意事項)

第11条 居宅介護等事業所は、居宅介護員等の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後6ヵ月以内
 - (2) 継続研修 年5回
 - (3) 健康診断、労働保険等福利厚生の実施を図っていく。
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、雇用契約の内容

とする。

- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、(株) ケアワーク北多摩と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(非常災害対策)

第12条 感染症や災害が発生した場合であっても必要な障害福祉サービスを継続的に提供できる体制を構築するため業務継続に向けた計画の策定を行っていく。また、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、非常時の体制で早期の業務再開を図るため業務継続計画を策定し必要な措置を講じていく。

附 則

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

改定された規定は、平成19年6月1日から施行する。

改定された規定は、平成25年2月1日から施行する。

改定された規定は、平成26年8月1日から施行する。

改定された規程は、平成29年6月1日から施行する。

改定された規程は、平成30年4月1日から施行する。

改定された規程は、平成30年7月1日から施行する。

改定された規程は、平成31年4月1日から施行する。

改定された規程は、令和2年4月1日から施行する。

改定された規程は、令和5年4月1日から施行する。

改定された規程は、令和5年5月1日から施行する。

改定された規程は、令和6年3月1日から施行する。